葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和5年12月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国民健康保険法等が改正され、令和6年1月1日から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置が講じられることから、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。 目次中「第21条の2」を「第21条の3」に改める。

第8条の3中「第16条の2」の次に「、第16条の4及び第16条の5」を加え、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金」に改める。

第10条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に、「控除をした後の金額」を「控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額」に改める。

第12条の6の2中「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の7中「第16条の2」の次に「及び第16条の5」を加え、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条第1項中「又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」を「若しくは 1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」に、「又は第12条の8の額又は第16条の 2 第 1 項各号に定める額若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用す る同条第1項各号に定める額」を「若しくは第12条の8の額又は第16条の2第1項各号(同 条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定 める額、第16条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項 において同じ。)に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料 率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号(同条第6項の規定により 読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第16条の5第1項各号(同 条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定 める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場 合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を 「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に 改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する 同条第1項各号に定める額」を「、第16条の4第1項に定める第12条若しくは第12条の4の 基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第 4項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める 額」に改める。

第16条の2第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第

35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に、「110万円を超えるもの」を「110万円を超える者」に改める。

第16条の4第1項中「保険料額」を「保険料率」に、「10の5」を「10分の5」に、「切り上げ」を「切上げ」に、「除く」を「除く。」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に、「各号イ」を「各号ア」に、「切り上げ」を「切上げ」に改め、同項第2号中「切り上げ」を「切上げ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付 義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保 険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、 次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65

万円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。第5章中第21条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

- 第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産予定日又は出産日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及 び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、 第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第16条の5の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料の うち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料につい て適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和 4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

議案第 72 号参考資料 第 4 回 定 例 会 令和5年 12 月 13 日

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国民健康保険法等が改正され、令和6年1月1日から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)に係る産前産後期間の国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることから、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する 国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額することとした。
- (2)減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には3月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とすることとした。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

- (1) この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。
- (2) この条例による改正後の第16条の5の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例によることとした。

○葉山町国民健康保険条例

昭和34年9月29日条例第256号

目次

第5章 保険料(第8条-第21条の3)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア~ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金」(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年 の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所 得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所 得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用があ 改正前

○葉山町国民健康保険条例

昭和34年9月29日条例第256号

目次

第5章 保険料 (第8条-第21条の2)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2_____
 - _____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項

_____の規定による繰入金<u>及び国民健康保険保険給付費等交付金</u>(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用があ

る場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する 土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附 則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの 規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の 6 第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用があ る場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第 2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。 第16条の2第1項第1号において同じ。) に規定する特例適用利子等の 額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用 する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第12条の13において同 じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後 の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第12

る場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する 土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附 則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの 規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の 6 第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用があ る場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第 2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。 第16条の2第1項第1号において同じ。) に規定する特例適用利子等の 額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用 する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第12条の13において同 じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後 の金額

(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第12

条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2、第16条の4及び第16条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

- 第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2<u>及び第16条の5</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

改正前

条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2及び第16条の4 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

- 第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2_____の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項______

の規定による繰入金を除く。) の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保 険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納 付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなっ た、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例 対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合に おける当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しく は第12条の6の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同 一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。) 又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯 別平等割額を除く。)若しくは第12条の8の額又は第16条の2第1項各号 (同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次 項において同じ。)に定める額、第16条の4第1項(同条第3項の規定に より読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める第12 条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞ れ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号(同条第6項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める 額、第16条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替え て準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) に定める額の算定は、それぞれ、その納付義 務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号 から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少 した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その 前日とする。) 若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険 者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例 対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の 属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の7の

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保 険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金 賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若 しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被 保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における 当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12 条の6の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯 所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。) 又は特 例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等 割額を除く。) 又は第12条の8の額又は第16条の2第1項各号に定める額 若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条 第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は 被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの 規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合において は、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又 は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介 護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日 の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者 に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の7の額 額又は第12条の8の額又は第16条の2第1項各号に定める額、第16条の4 第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割 の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号 に定める額、第16条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に 定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合に おいては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とす る。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314 条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者 控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用 せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分し て計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上 場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は 第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先

又は第12条の8の額又は第16条の2第1項各号に定める額<u>若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314 条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者 控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用 せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分し て計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上 場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規 定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先

物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定 する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、 和税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等 の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項 において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯 主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号に おいて「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中に同 条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する 給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る 所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得 金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円 を超える者 に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の 合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2 以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額 に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額 とを合算した額

ア・イ (略)

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対す る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定 する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、 和税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等 の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項 において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯 主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号に おいて「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中に同 条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する 給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る 所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得 金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円 を超えるものに限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の 合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2 以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額 に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額 とを合算した額

ア・イ (略)

 $(2) \cdot (3)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

改正前

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げ」を行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

2 • 3 (略)

- 4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児 に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額 から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項<u>各号ア</u>に掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切上げ_を行った後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条 第2項の規定により端数の<u>切上げ</u>を行った後の額とする。)

5 • 6 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の 基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 · 3 (略)

- 4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児 に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額 から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 • 6 (略)

改正前

額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を 乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援 金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3 又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中 「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯 の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減 額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額 して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)と する。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の

基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保 険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各 号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて 得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月 数を乗じて得た額
- 6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定する額の決 定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあ るのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援 金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3 又は第12条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中 「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

- 第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載 した届書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産予定日又は出産日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

改正前

改正後	改正前
2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類	
(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書	
<u>類</u>	
(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被	
保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書	
<u>類</u>	
3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から	
<u>行うことができる。</u>	
4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号	
<u>に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を</u>	
確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させること	
<u>ができる。</u>	